

Ⅲ 策定方針

現在の「新潟市花育推進計画」は、平成20年10月に策定された、平成26年度までの7年間の計画。

また、「新・新潟市総合計画」の花育に関する分野別計画でもある。

「第2次新潟市花育推進計画」を策定するにあたり、下記の方針により策定する。

1. 現計画の理念を継承しつつ、これまでの7年間の取り組みを総括し、成果と課題の整理を行う。
2. 現在、策定中の上位計画である「次期新潟市総合計画」や「農業構想」の花育に関する分野別計画とするとともに、関連する計画や指針と整合性を図りながら実施する。
3. 計画の期間は「次期総合計画」と連動して、平成34年度までの8年間とする。
4. 現計画の推進により明らかになった今後の推進事項への対応を明確にする。

(1) 拠点施設を活用した花育の推進

拠点施設である食育・花育センターにおいて、アグリ・スタディ・プログラム等の花育の団体プログラムを充実させ、幼児期・小学校低学年を中心とした花育活動の充実を図るとともに、様々な園芸講座を開催して、新たな園芸愛好家を開拓するとともに、季節の花情報や、花の楽しみ方等の情報発信を積極的に行う。

(2) 地域における花や緑を活用した連携の推進

花や緑を介したコミュニティ協議会や自治会等との地域交流・世代間交流を促進し、少子高齢化がますます進展する中で、地域の人たちとの交流を通じてやさしさ・いたわりの気持ちを育みながら、地域の伝統的な花文化の継承を推進する。

(3) 生産者と消費者との交流推進

花の生産現場を、消費者である多くの市民が知ることで、花農家への理解を深めるとともに、地域の子供達の学びの場として活用し、花の大生産地である新潟の認識を深め、より身近な存在として草花を感じてもらう。

5. 新たに出された国の方針に対応する

(1) 平成 26 年 6 月 27 日、日本で初となる「花きの振興に関する法律」が公布され、第 16 条において、花き文化の振興を図ることが規定された。

第 1 項 公共施設における花きの活用の推進

第 2 項 いわゆる「花育」の推進

第 3 項 日常生活における花きの活用推進、花きの伝統の継承、新文化の創出等に対する支援

(2) 平成 26 年度から農林水産省が進める「国産花きイノベーション事業」の全国事業の 1 つに花育が盛り込まれた。

① オフィスや福祉施設等での花と緑の利用拡大

② 学校・介護施設等での花育活動の浸透

③ 生け花等我が国花文化の普及・継承

